

## 滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議 次第

(原油価格・物価高騰等関連 第1回)

日 時 : 令和4年(2022年)7月13日(水)  
13:00~13:30

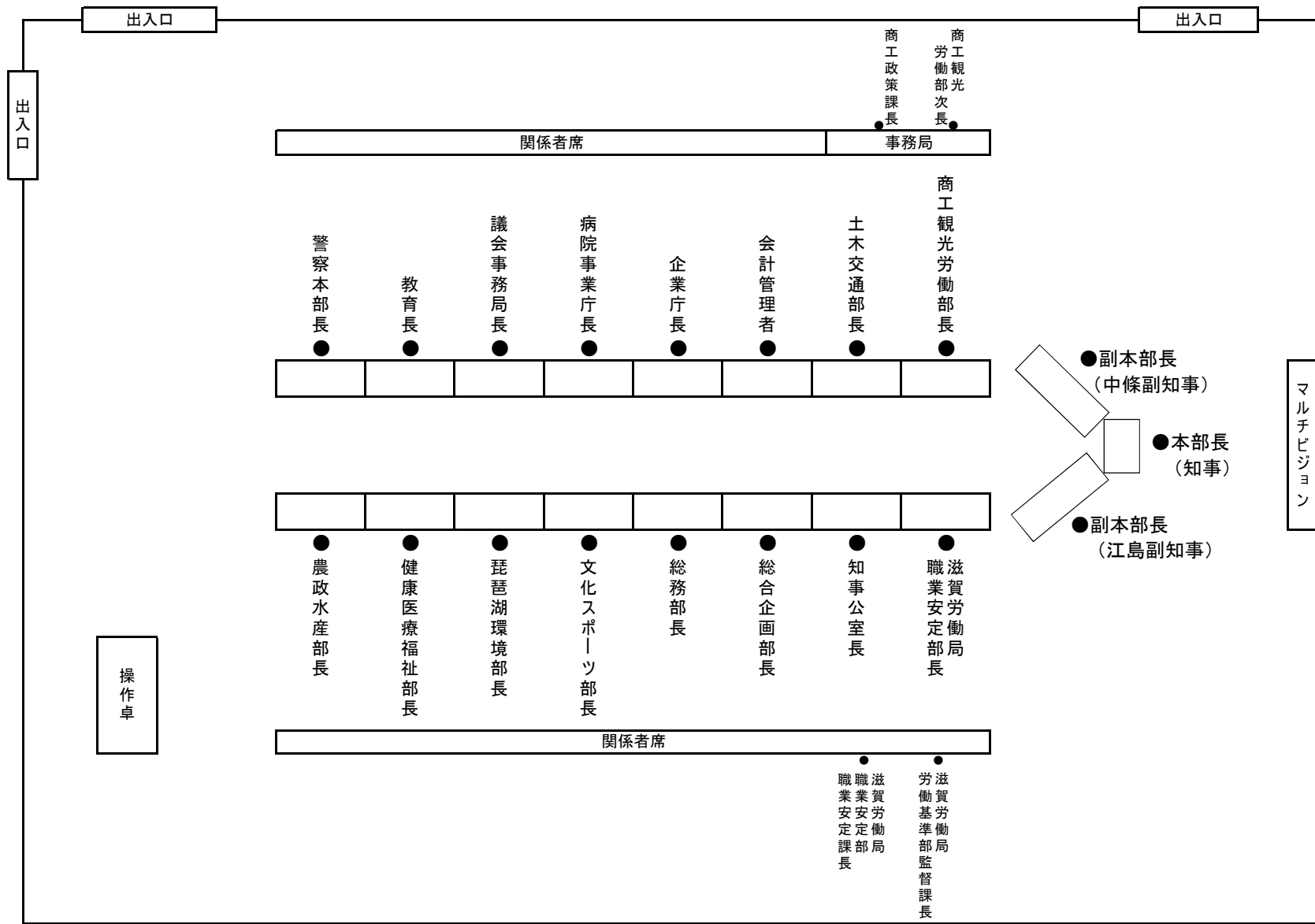
場 所 : 災 害 対 策 本 部 室  
(滋賀県危機管理センター2階)

### 議 題

#### 1 原油価格・物価高騰等にかかる本県への影響と対策の方向性について

- (1) 経済情勢と物価の推移等について【資料1】
- (2) 雇用・賃金の情勢について【資料2】
- (3) 物価高騰等の影響と対策の方向性について【資料3】
- (4) 今後の対策と国への要望について【資料4】

滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議配席図(危機管理センター2階 災害対策本部室)



## 滋賀県総合経済・雇用対策本部設置要綱

[制定 平成20年12月24日]

最終改正 平成31年4月1日

### (目的)

第1条 足腰の強い本県経済の確立と雇用の安定による県民の安心と元気な滋賀の実現に向けた情報収集と共有、対応の検討などを行う滋賀県総合経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 足腰の強い本県経済の確立と雇用の安定化に係る施策推進および関係部局等との情報共有、調整に関すること。
- (2) 企業活動および雇用等への影響に関する情報収集・連絡調整に関すること。
- (3) 国の経済対策等の情報共有および対応に関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

### (対策の推進)

第3条 関係部課および関係地方機関等は、経済・雇用対策の効果的かつ円滑な推進に努めるものとする。

### (構成)

第4条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 本部員
  - (4) 幹事長
  - (5) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局長に委嘱する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。
- 5 幹事長は、商工観光労働部次長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局長が指名する者に委嘱する。
- 7 本部長は、第4項および第6項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

### (構成員の職務)

第5条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(参与)

第6条 本部に参与を置くことができる。

2 参与は、本部長の要請に応じ本部の会議に出席し、本部の事務について助言する。

(会議)

第7条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事長および幹事で構成し、幹事長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

(チーム)

第8条 幹事長は対策本部の第2条に関する事項について、協議を行う必要があると判断した時は、幹事会の下にチームを置くことができるものとする。

2 チームを置く場合、チームはチーム長およびチーム員をもって組織する。

3 チーム長は、本部長の承認の上、幹事長が指名する。

4 チーム員は、チーム長が指名する機関の長が、その機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

5 チームの運営について必要な事項は、チーム長が定める。

(事務局)

第9条 対策本部の事務を処理するため、商工観光労働部商工政策課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

知事公室長
総合企画部長
総務部長
文化スポーツ部長
琵琶湖環境部長
健康医療福祉部長
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
会計管理者
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教育長
警察本部長

別表第2（第4条関係）

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 財政課長 市町振興課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
商工観光労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	警務課長



### 全国の経済情勢 (令和4年6月公表分)

#### 基調判断



前回から判断繰え置き

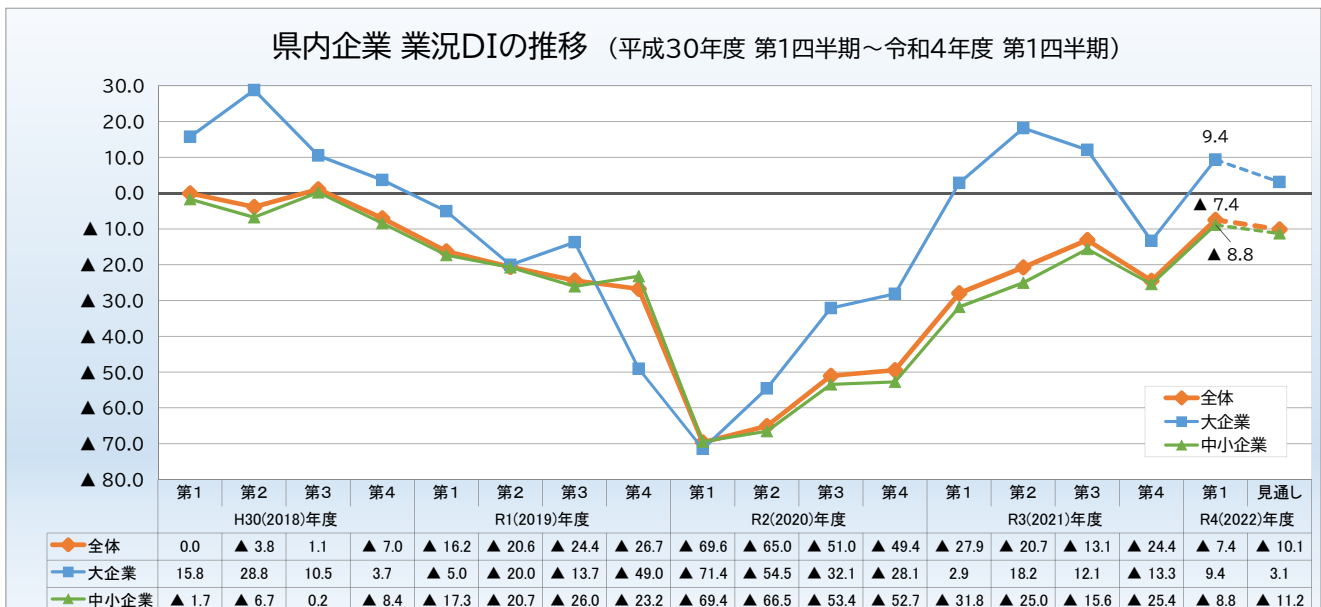
- ・ 景気は、持ち直しの動きがみられる。
- ・ (先行きについて) ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

項目	各項目の判断	前回(5月)公表との比較
個人消費	持ち直しの動きがみられる。	
生産	持ち直しの動きに足踏みがみられる。	
雇用	持ち直しの動きがみられる。	

内閣府「月例経済報告(令和4年6月)」(R4.6.20公表)より作成

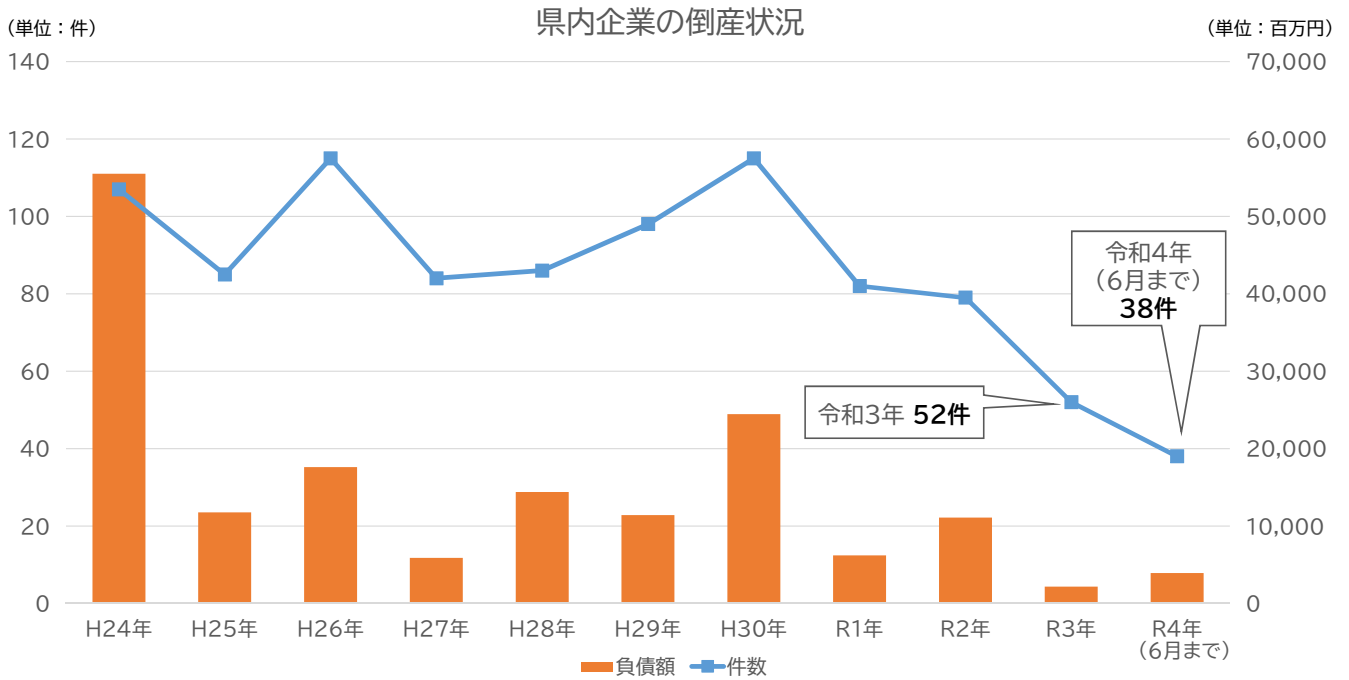
### 県内企業の業況の推移 (速報値)

- ・ 県内企業の令和4年度第1四半期の業況は、前期(令和3年度第4四半期)から **改善**。(▲24.4 → ▲7.4)
- ・ 第2四半期の業況は、第1四半期と比べて **悪化する見通し**。(▲7.4 → ▲10.1)



※滋賀県景況調査(令和4年度第1四半期)より作成

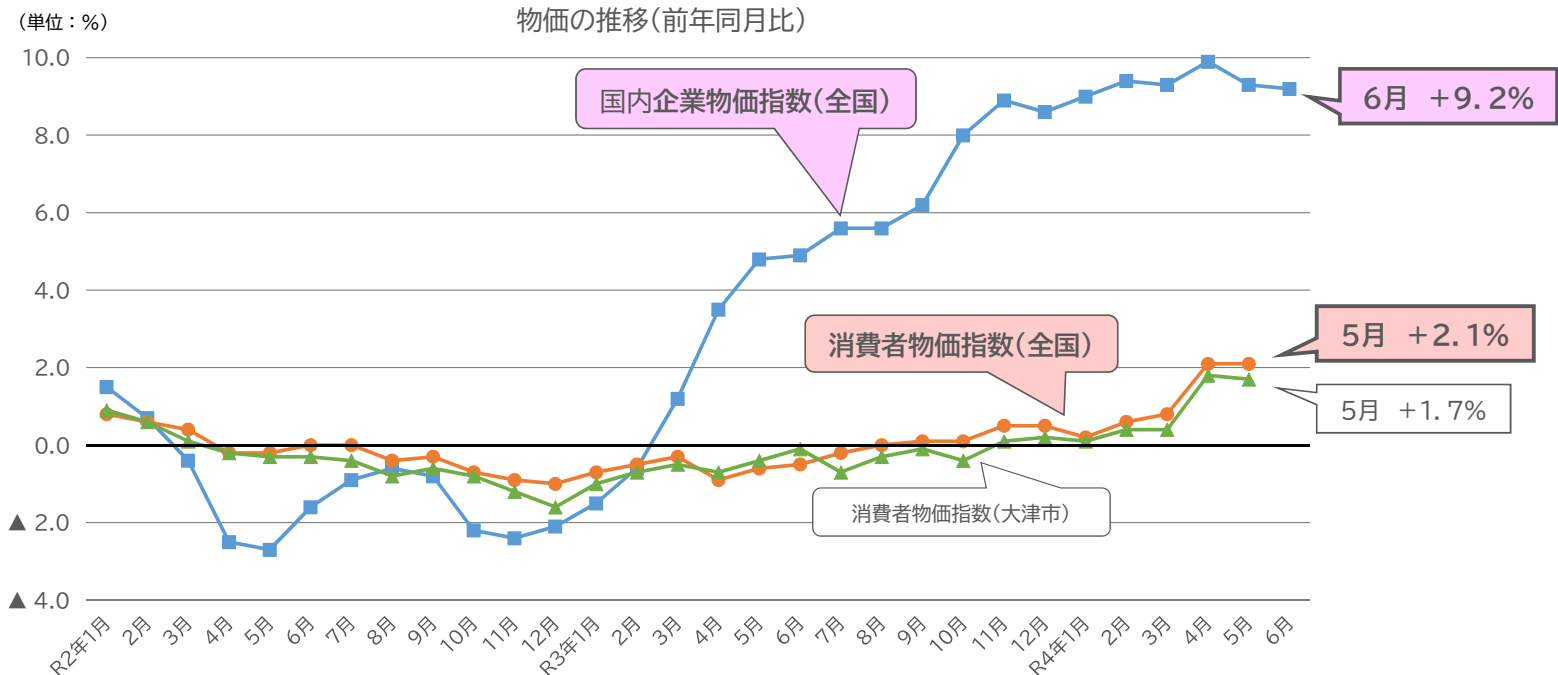
# 県内企業の倒産状況



※株式会社東京商工リサーチ滋賀支店「滋賀県企業倒産状況」より作成

# 物価の推移

物価の推移(前年同月比)



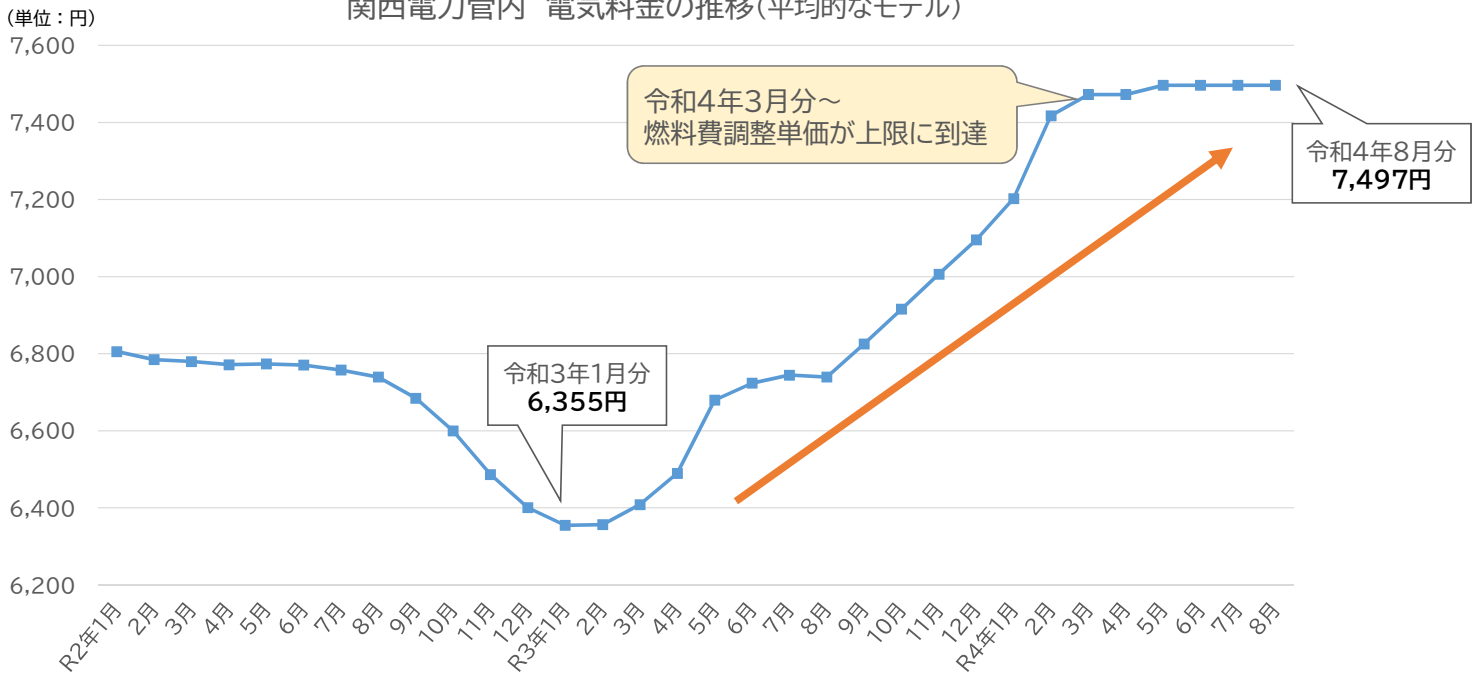
※日本銀行「企業物価指数」、総務省・滋賀県統計課「消費者物価指数」より作成 (消費者物価指数は生鮮食品を除く)

※「企業物価指数」は、都道府県別の数値がないため、全国値のみを記載



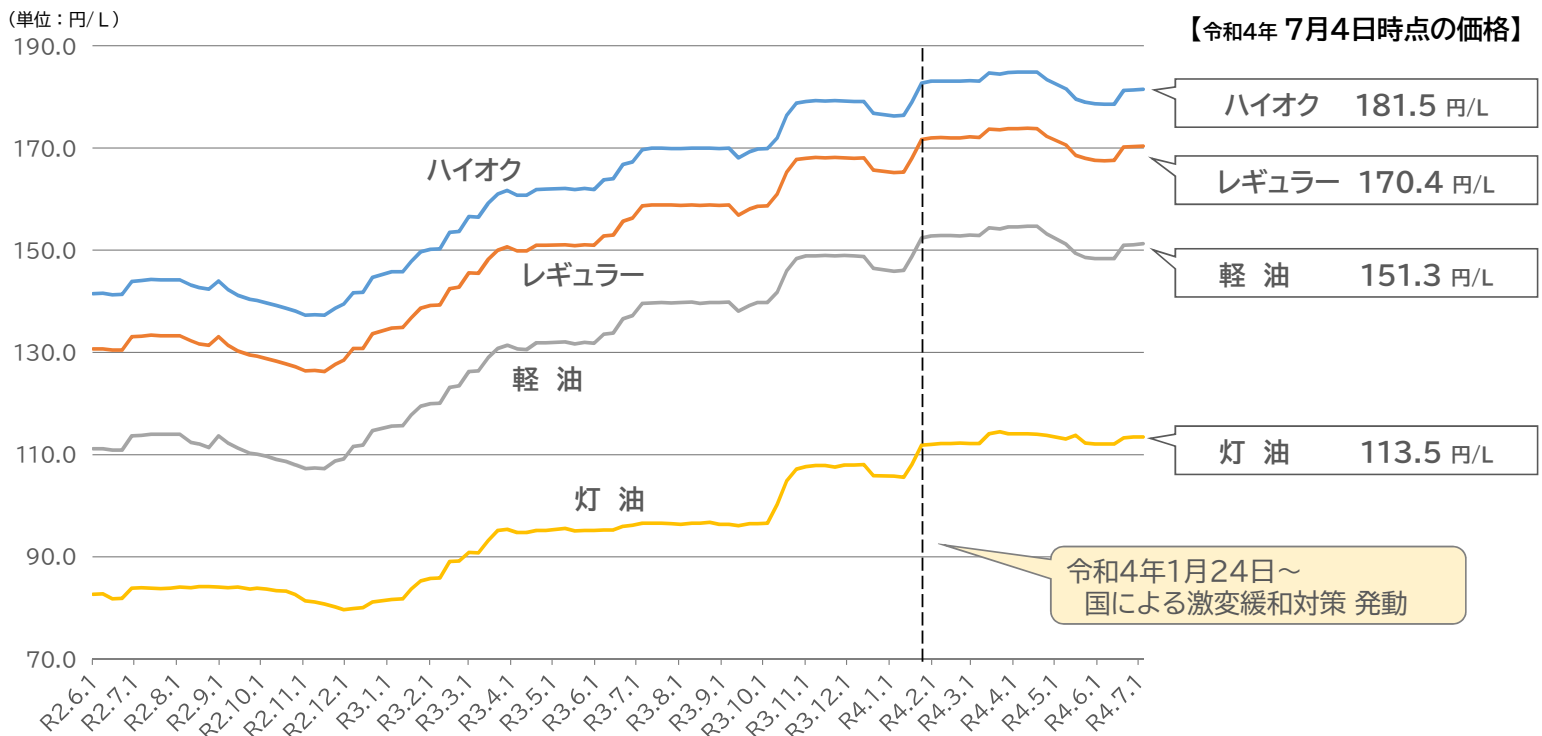
# 電気料金の推移

関西電力管内 電気料金の推移(平均的なモデル)



※関西電力株式会社プレスリリースより作成(従量電灯Aの平均的なモデル)

# 県内のガソリン価格等の推移



※資源エネルギー庁「石油製品価格調査」(給油所小売価格調査)より作成 (いずれも滋賀県の価格)

# 円相場の推移

令和4年7月12日  
(一時)137円75銭

令和4年7月11日  
136円80銭

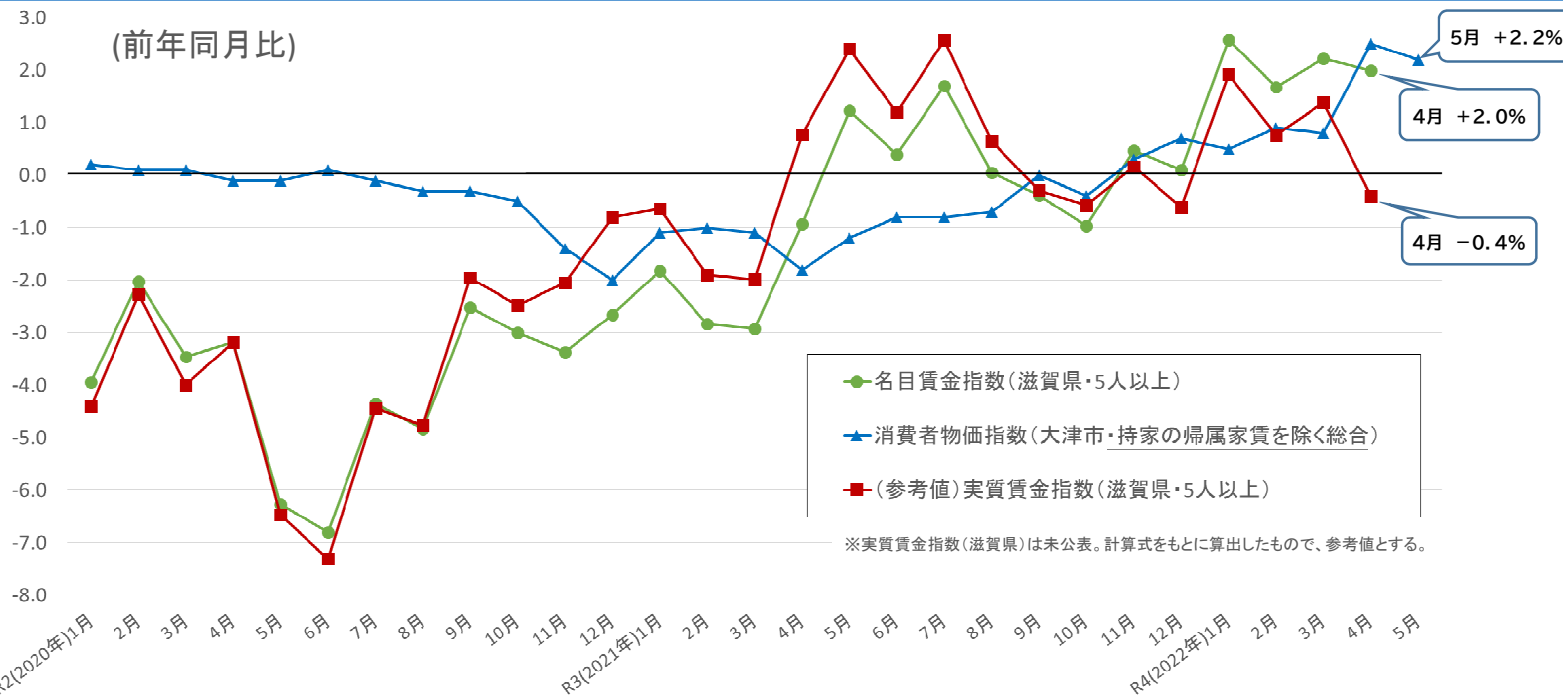
円相場推移(対ドル、東京市場17時時点)



※日本銀行「外国為替市況」より作成

# 賃金（定期給与）と物価の推移

(前年同月比)



● 名目賃金指数(滋賀県・5人以上)  
▲ 消費者物価指数(大津市・持家の帰属家賃を除く総合)  
■ (参考値)実質賃金指数(滋賀県・5人以上)  
※実質賃金指数(滋賀県)は未公表。計算式をもとに算出したもので、参考値とする。

※厚生労働省・滋賀県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」、総務省・滋賀県統計課「消費者物価指数」より作成

・定期給与(きまって支給する給与):労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、所定外労働給与を含む。  
・名目賃金指数:各月の1人平均きまって支給する給与額を基準数値(令和2年平均値)で除して100を乗じたもの(令和2年平均=100)  
・実質賃金指数:各月の名目賃金指数を各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して100を乗じたもの

# 国の『物価・賃金・生活総合対策本部』の動向

## 第1回 『物価・賃金・生活総合対策本部』(6月21日開催)の概要

### ① 燃料油価格の高騰対策・電気の効率利用促進

- 燃料油価格の激変緩和策により、本年1月下旬以降、価格の急騰を抑制
- 節電した家庭にポイントを付与する制度を新設
- 企業が節電した場合、電力会社が節電分を買い取る制度を導入

### ② 輸入小麦の価格抑制対策について

- 輸入小麦の政府売り渡し価格の上昇抑制を検討

### ③ 配合飼料価格・肥料原料価格の高騰対策について

- 農産品の生産コストの1割削減を目指し、肥料の使用を抑えた農家に支援を検討

### ④ 物価上昇による家計の負担増加と対策による下支え

- 5.5兆円の予備費を活用し、地方創生臨時交付金をさらに増額

## 滋賀県総合経済・雇用対策本部会議

滋賀労働局説明資料 ～雇用・賃金の情勢～

令和4年7月13日（水）

滋賀労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

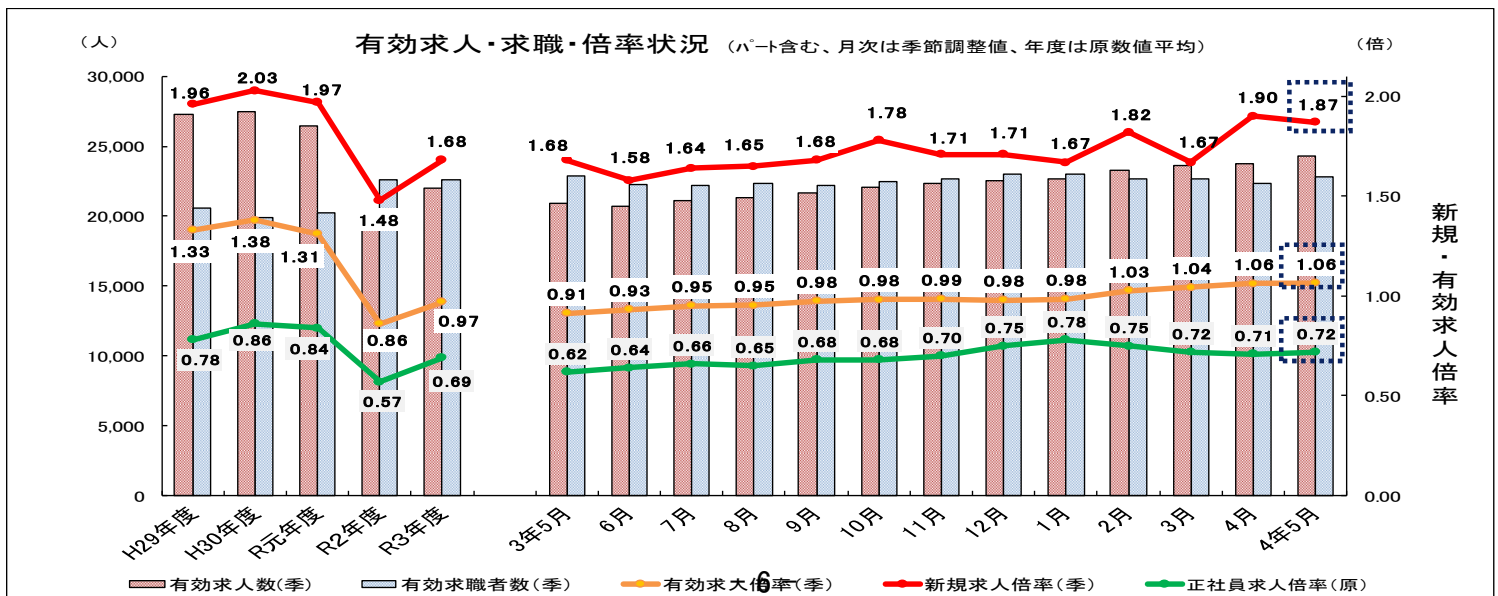
### 県内の最近の雇用情勢について①

#### ○ 一般職業紹介状況（令和4年5月分）

- 有効求人倍率（季節調整値）は **1.06倍** で、前月と同水準（就業地別 **1.33倍** 前月と比べて0.02ポイント上昇）
- 新規求人倍率（季節調整値）は **1.87倍** で、前月と比べて0.03ポイント低下
- 正社員有効求人倍率（原数値）は **0.72倍** で、前年同月と比べて0.10ポイント上昇

#### ○ 令和4年5月の基調判断

県内の雇用情勢は、持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



# 県内の最近の雇用情勢について②

## 求人・求職の状況

	令和4年5月	令和3年同月比	令和元年同月比	令和3年5月	令和元年5月
新規求人数	8,072人	16.6%	▲ 5.1%	6,925人	8,504人
新規求職者数	4,949人	12.4%	2.8%	4,402人	4,816人
有効求人数	23,306人	16.8%	▲ 8.6%	19,952人	25,497人
有効求職者数	23,986人	0.5%	13.9%	23,859人	21,064人

(※) 新規求人数、新規求職者数、有効求人数、有効求職者数とも原数値

## 産業別新規求人数の状況

	令和4年5月	令和3年同月比	令和元年同月比	令和3年5月	令和元年5月
全産業	8,072人	16.6%	▲ 5.1%	6,925人	8,504人
うち製造業	1,204人	11.5%	▲ 29.9%	1,080人	1,718人
うち卸売業、小売業	714人	17.4%	▲ 27.8%	608人	989人
うち宿泊業、飲食サービス業	660人	36.1%	9.8%	485人	601人
うち医療、福祉	1,822人	10.3%	9.0%	1,652人	1,671人
うちサービス業	1,156人	35.8%	10.4%	851人	1,047人

(※) 原数値

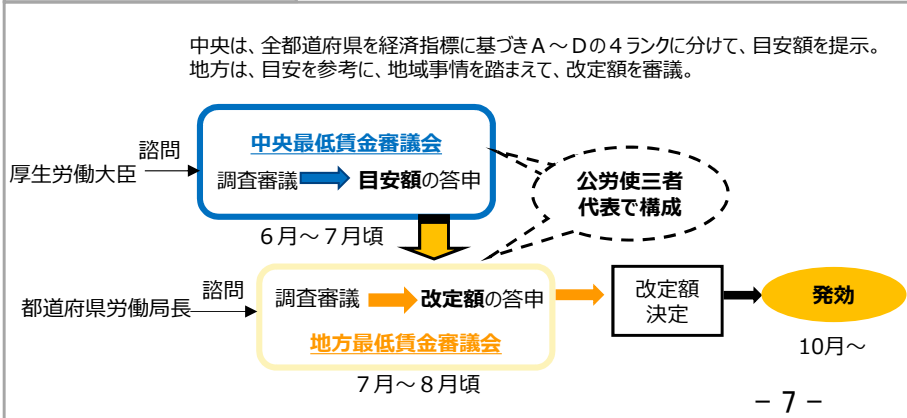
## 最低賃金について①

- 最低賃金については、これまで賃上げしやすい環境を整備しつつ、全国加重平均1000円となることを目指し、引上げに取り組んできております。
- 物価が上昇する中で、官民が協力して、最低賃金の引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論してまいります。

### 滋賀県最低賃金の引上げ額・率の推移（過去10年）

改定年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
改定額（円）	716	730円	746円	764円	788円	813円	839円	866円	868円	896円
引上げ額（円）	7円	14円	16円	18円	24円	25円	26円	27円	2円	28円
（参考）Bランク目安額	4円	12円	15円	18円	24円	25円	26円	27円	示されず	28円
対前年引上げ率（%）	0.99%	1.96%	2.19%	2.41%	3.14%	3.17%	3.20%	3.22%	0.23%	3.23%

### 最低賃金決定の流れ



### 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、 <b>滋賀</b> 、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 最低賃金について②

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

(令和4年6月7日閣議決定) (抄)

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

### 経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定) (抄)

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

## 最低賃金について③ ～令和4年度 業務改善助成金（通常コース）

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です（申請期限：令和5年1月31日）。

### 概要

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
- ② 設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、
- ③ その費用の一部を助成します。

①賃金引上げ



②設備投資等



③設備投資等に要した費用の一部を助成

コース区分	引上げ額	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	賃金引き上げを行う労働者数により 上限額30万円～120万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
45円コース	45円以上	賃金引き上げを行う労働者数により 上限額45万円～180万円		
60円コース	60円以上	賃金引き上げを行う労働者数により 上限額60万円～300万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
90円コース	90円以上	賃金引き上げを行う労働者数により 上限額90万円～600万円		

※通常コースの他に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が対象となる「特例コース」もあります（申請期限：令和4年7月29日）。

上記の他にも詳細な支給要件があります。詳しくは厚生労働省HPへ→

業務改善助成金

検索



影響・課題

○コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、生活困窮者や低所得の子育て世帯等については、**大きな困難が心身ともに**生じている。

令和3年度 特例貸付等利用者からの声から

・小口資金、支援資金を限界額までお借りさせていただきました。そのおかげで本当に助かったし、現在も助けられている。  
 ・まだまだ仕事でのコロナの影響は大きく、収入は月によってだいぶ変動します。大半の人達も同じだろうが本当に暮らしの先が見えない。

これまでの取組

<県の取組>

5月補正

- 国の支援策への対応
- ・生活困窮者支援策の申請期限の延長への対応
- ・ひとり親世帯生活支援特別給付金

○「子ども」に着目した独自支援策  
 （県社協への補助事業）

- ・滋賀の子ども・若者のほほえむカサポート事業
- 給付とともにアンケート実施→子ども・若者の声を集める
- ・子ども食堂等緊急支援事業

<国の取組>

- 生活困窮者支援策の申請期限の延長  
 緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
- 生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化  
 ・全てのハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で生活に困窮する方に対する住宅・生活、就労・職業訓練の相談支援をワンストップで行う窓口を設置
- 真に生活に困っている方々への支援措置の強化：
  - ・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律5万円）のプッシュ型給付
  - ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付（運用改善）
  - ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
  - ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援等

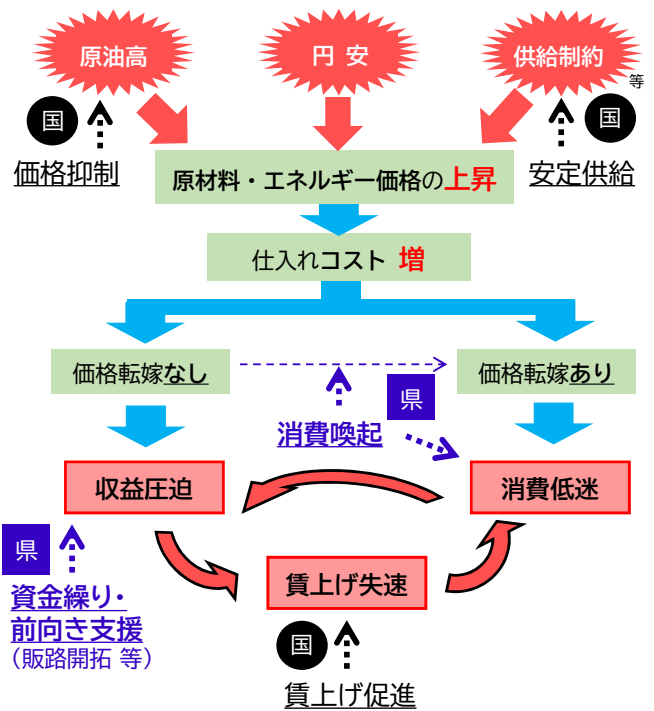
今後の対策の方向性

- 国の制度を活用し、必要な人に必要な支援が届くよう、市町等とさらに連携し取り組んでいく。
- 生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を要望していく。

影響と対策の方向性（商工業）

影響・課題

- 原材料価格の上昇等により、**仕入れコストが増加**
- コスト増加分の**価格への転嫁が難しい**状況※  
 ※R4.6 滋賀県景況調査結果  
 コスト増に対する価格転嫁率50%未満の割合：65%（約3分の2）
- 現下の状況が続けば、**「経営計画の大幅な見直しが必要」と**の声あり



これまでの取組

<県の取組>

- ① 資金繰り支援（中小企業者向け制度融資） [R4当初・R4⑤補正]
- ② 前向きな取組支援（販路開拓、海外展開等） [R4⑤補正]

<国の取組>

- ① 燃料油価格の激変緩和（ガソリン価格等の急騰抑制）
- ② エネルギー・資材等の安定供給
- ③ 賃上げの促進、価格転嫁対策 等

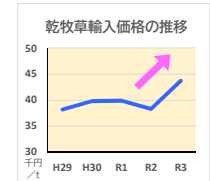
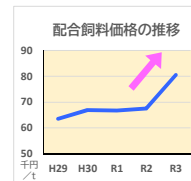
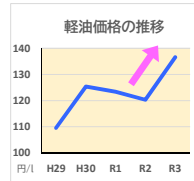
今後の対策の方向性

- 適正な価格転嫁を促すとともに、価格転嫁後の影響（消費低迷等）を緩和するため、**県内消費を喚起し、県内経済の活性化を図る。**
- 企業の経営計画見直しへの支援**など、今後の状況を見据えながら、機動的に対応していく。

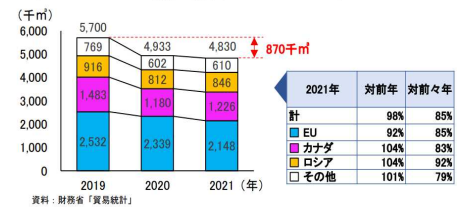
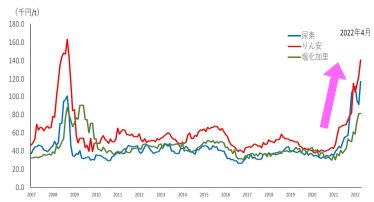
## 影響と対策の方向性（農林水産業）

### 影響・課題

- 外食等の需要減少
- 燃油価格・電力料金の高騰、農業資材・肥料原料・配合飼料の価格高騰、粗飼料の流通量減少・価格高騰
- 木材需給のひっ迫、運搬経費の高騰



○ 肥料原料の輸入価格の動向



### これまでの取組

#### <国の取組>

- 肥料の安定調達対策
- 飼料・食品原材料の価格高騰対策
- 水産関係対策
- 金融支援対策
- 原木・木材製品の運搬経費等への支援(国直接)

#### <県の取組> ○ 緊急対策 (R4⑤補正)

1	農業用燃油の価格高騰対策
2	施設園芸の省エネ設備導入を支援
3	国産小麦の安定供給体制を強化
4	配合飼料の価格高騰対策
5	食肉センターの原油価格高騰対策
6	水産業燃油の価格高騰対策
7	農事電力の料金高騰対策

○ 林業関係団体ヒアリング、国支援の周知等

### 今後の対策の方向性

- ・ 危機的状況に対応するため、機動的かつ効果的な更なる取組が必要
- ・ 国に対しても必要な対策を要望

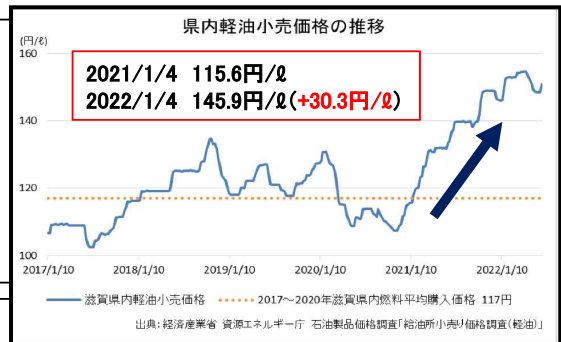
- 肥料の高騰に対応する効果的な支援の実施
- 粗飼料の安定確保を図る支援の強化
- 安定的な木材供給（素材生産）に向けた支援強化

<今後、農林水産業を取り巻く環境が変化中、さらなる対応が必要>

## 影響と対策の方向性（交通）

### 影響・課題

- 原油価格高騰により、燃料や電気の購入単価の上昇が続き、**公共交通事業者の経営を圧迫**。
- 「公共交通」は、一時的な価格転嫁や減便等による対応が困難。



### これまでの取組

#### <県の取組>

- 地方バス路線の運行費補助等 (R4当初)
- 原油価格高騰に伴う燃料コスト増大に対する支援 (R4⑤補正)

#### <国の取組>

- 燃料油価格激変緩和対策
- タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策

### 今後の対策の方向性

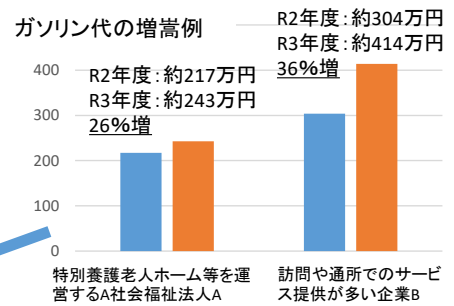
- **公共交通事業者**に対し、電気代高騰に伴う**動力費の増大に対する支援**。
- 今後の原油・物価高騰等の動向を見据えながら機動的に対応。(県民の日々の生活を支える公共交通の維持・確保)
- 燃料費の高騰が経営を圧迫している貨物自動車運送事業者などへの対応策についても検討する。



## 影響と対策の方向性（社会福祉施設等）

### 影響・課題

- 利用者負担への転嫁が困難な公的価格で運営している社会福祉施設等について、原油価格・物価高騰に伴う電気代等燃料費負担が増加し、サービスの継続や安定運営に影響が生じている。



### これまでの取組

#### <県の取組>

原油価格・物価高騰等に係る社会福祉施設等への支援について緊急要望 (R4.5)  
→ 臨時の報酬改定等を要望

#### <国の取組>

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(R4.4)

緊急要望に対する国の見解  
「臨時の公的価格の改定は予定しないので、物価高騰については、地方創生臨時交付金の中で対応されたい。」

### 今後の対策の方向性

- 社会福祉施設等への緊急支援を実施
- ひき続き社会福祉施設等の運営状況を注視し、現場の声を国に伝えるべく、公的価格改定に物価高騰分を適切に反映するよう要望を続けていく。

## 影響と対策の方向性（エネルギー需給）

### 影響・課題

- 老朽化による火力発電所の停止
- 天候による太陽光発電の出力の変化
- 脱炭素化やウクライナ情勢等を要因とする燃料価格の上昇  
→ エネルギー供給の不安定化  
→ 事業所の経営や家計を圧迫

電力の需要量削減に向けた取組

エネルギー供給体制の強化

燃料費高騰による影響の低減化

2022年度の電力需給見通し(予備率)

	2022年度夏季			2022年度冬季		
	7月	8月	9月	12月	1月	2月
北海道	21.4%	12.5%	23.3%	12.6%	6.0%	6.1%
東北	3.7%	5.7%	6.2%	7.8%	1.5%	1.6%
東京				5.5%	1.9%	3.4%
中部						
北陸						
関西	6.4%	5.5%	1.9%	3.4%		
中国	28.2%	22.3%	19.7%	45.4%	39.1%	40.8%
四国						
九州						
沖縄						

### これまでの取組

#### <県の取組>

番号	対象	取組内容	時期
①	既存住宅	太陽光発電や蓄電池、窓断熱設備等のスマート・エコ製品の導入を支援	R4当初
②	中小企業等	省エネ診断の実施、省エネ・再エネ設備の導入を支援	R4当初 R4⑤補正
③	節電・省エネ	関西広域連合として、節電・省エネを広域的に呼びかけ	R4当初 (関西広域連合)
		県の広報媒体により、節電・省エネを呼びかけ	

#### <国の取組>

##### 供給対策

- ・休止電源の稼働 ・追加的な燃料調達
- ・再エネや原子力などの非化石電源の最大限の活用 など

##### 需要対策

- ・国民一人一人の理解と行動変容の促進  
節電ポイントの付与
- ・産業界、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請  
住宅・ビル等の省エネルギー対応  
エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入  
工場・事業場や運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施 など

### 今後の対策の方向性

- 電力需要量の低減およびコストの削減を図るため、事業所等における省エネ設備等の導入を加速化
- 自立分散型のエネルギー供給体制を構築するため、再生可能エネルギーの導入を拡大
- 省エネ・再エネの拡大・加速化に向けた理解と行動変容に繋がるムーブメントの推進

## 影響と対策の方向性（その他施設等）

### 影響・課題

- 原油価格・物価高騰等により、県有施設等の光熱水費等をはじめとする維持管理にかかる運営コストが増大。

### 今後の対策の方向性

- 更なる省エネ・経費節減を実施。
- 今後の状況を注視しつつ、県有施設等にかかる運営コスト増についても対応を検討。

原油価格・物価高騰等にかかる影響・課題

<国・県による支援の考え方>

**国** による総合的な対策

※R4.4.26「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」

1. 原油価格高騰対策

（例：燃料油に対する激変緩和）

2. ICチップ・原材料・食料等安定供給対策

（例：半導体・肥料原料などの安定調達）

3. 新たな価格体系への適応の円滑化

（例：賃上げ・価格転嫁※・資金繰り）

※転嫁円滑化施策パッケージ 等

4. 生活困窮者等への支援

地方創生臨時交付金

**県** による

地域の実情に応じたきめ細かな支援

○国から地方に求められている取組

- ・生活に困窮する方々の生活支援
- ・子育て世帯への支援
- ・農林水産業や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援
- ・国の施策を補完する支援

○県民や事業者の声を踏まえたきめ細かな支援

国に対する要望

（対策の創設・拡充・継続 等）

県として対策を実施

本県の対策の考え方と今後の方向性

本県の対策の考え方

原油価格・物価高騰等の影響が長期化する中、5月補正予算等の速やかな執行に加え、以下の対策により影響を緩和し、コロナ禍からの社会・経済活動の回復を確かなものにしていく。

- ① 県民生活への支援
- ② 事業活動の下支え（資金繰り支援など）
- ③ 未来を見据えた投資の促進（省エネ化や生産性向上など）

<取組項目（5月～7月補正）>

□ …5月補正予算 □ …7月補正予算（予定）

生活者支援	事業者支援	
①県民生活への支援	②事業活動の下支え	③未来を見据えた投資の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども食堂等の活動への支援</li> <li>○収入減により困窮する子育て世帯等への支援</li> <li>○生活福祉資金貸付金補助</li> <li>○学校給食支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業者向け制度融資（拡充）</li> <li>○農畜水産業 燃油等高騰分への支援 等</li> <li>価格転嫁が難しい事業者への支援（福祉サービスや地域公共交通等）</li> <li>電子割引券発行による 県内消費の喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の省エネ・再エネ等推進</li> <li>○CO<sub>2</sub>ネットゼロに資する取組支援</li> <li>○地場産業事業者の設備整備支援</li> <li>○施設園芸の燃油削減につながる省エネ設備導入支援 等</li> </ul>

今後の方向性

- 国際情勢をめぐる先行きの不確実性が増す中で、さらなる影響の長期化が想定される。
- 今後、国の動きも踏まえ、社会経済の動向を的確に把握し、未来を見据えた投資の促進やエネルギー情勢の変化への対応を中心に、県民や事業者への影響緩和策に機動的に対応していく。

## 国への緊急要望(案)

国への緊急要望として、現場の声や課題を国へ伝えるとともに、国で実施される総合的な対策やさらなる財政支援等について要望を実施。

### 【要望項目(案)】

	要 望 名	要 望 項 目	要望先
1	原油価格・物価高騰等の影響を受ける本県経済への支援	①調達コストの抑制に向けた取組の実施・資材等の安定供給のための措置 ②価格転嫁対策の着実な実施 ③総合的な経済対策の実施	経産省 内閣官房
2	肥料および粗飼料の高騰に対応した農業者への支援強化	①肥料の高騰に対応する効果的な支援対策の実施 ②粗飼料の安定確保を図る支援の強化	農水省
3	エネルギー需給のひっ迫への対応	①省エネルギー化に対する取組への支援 ②地域における再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組に対する支援 ③エネルギーの安定供給	環境省 経産省
4	原油価格・物価高騰等に係る地方に対する財源措置	①地方に対する財源支援 ②地方創生臨時交付金の算定方法見直し	内閣府 総務省
5	安定的な素材生産に向けた支援強化	①高性能林業機械導入に係る予算の確保	林野庁

※令和4年5月 国への緊急提案（原油価格・物価高騰関連：2項目）：①社会福祉施設等への支援(厚労)、②農畜水産業への支援(農水)